**請　　　　　　書**収入印紙

１

２

３　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日から

日間

　　　　　　年　　　　月　　　　日まで

４　請負代金額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

うち取引にかかる消費税

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |

５　契約保証金　　　　　水戸市財務規則第１３６条第１項第７号を適用

　　　　　　　　　　　　上記の工事について，裏面の条項を承諾の上お請けします。

　　　　年　　月　　日

受注者　

　　商号又は名称

　 　　　　　　　　印

　　高　橋　　靖　　様

**(契約の遵守)**

1. この請書に定めるもののほか，別冊の図面及び仕様書に従い，日本国の法令並びに本市の条例，規則等を遵守し，契約を履行すること。

**(工程表)**

1. この契約締結後５日以内に工程表を作成し，発注者に提出すること。

**(権利義務の譲渡等)**

1. この契約により生ずる権利又は義務を，発注者の承諾なく第三者に譲渡し，又は承継させないこと。

**(一括委任又は一括下請負の禁止)**

1. 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し，又は請け負わせないこと。

**(監督員)**

1. 発注者の定めた監督員の指示があるときは，これに従い工事を施工すること。

**(工事材料の品質及び検査)**

1. 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは，中等の品質を有するものとすること。

２　　設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については，当該検査に合格したものを使用すること。

**(工事の変更，中止等)**

1. 発注者が必要があると認めるときは，工事内容を変更し，又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができること。この場合において，工期又は請負代金額を変更する必要があるときは，発注者と協議して書面により定めること。

**(一般的及び第三者に及ぼした損害)**

1. 工事目的物の引渡し前に，工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の施工に関して生じた損害を負担すること。

２　　工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償すること。

**(検査及び引渡し)**

1. 工事が完成したときは，その旨を書面により発注者に通知して検査を受け，検査に合格したときは，遅滞なく書面を添えて工事目的物を引き渡すこと。

２　　検査の時期は，発注者が前項の規定による通知を受けた日から起算して１４日以内とすること。

**(請負代金の支払)**

1. 検査に合格したときは，書面により請負代金の支払を請求することができること。

２　 支払の時期は，発注者が前項の規定による請求を受けた日から起算して４０日以内とすること。

**(契約不適合責任)**

1. 引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは，受注

者に対し，目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができること。

２　　前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができること。

３　　第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができること。

**(契約の解除)**

1. 次の各号の一に該当するときは，発注者は，この契約を解除することができること。
2. 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
3. 正当な理由なく，工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
4. 正当な理由なく，第１１条第１項の履行の追完がなされないとき。
5. 警察署長その他の捜査機関からの通報等により受注者が水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成２０年水

戸市告示第１６号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

（５）　前各号に掲げる場合のほか，契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（６）　受注者がその債務の履行を拒否し，又は，受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　　次の各号に掲げるものがこの契約を解除した場合は,前項第６号に該当する場合とみなすこと。

　　　（１）　受注者について破産手続が開始された場合において，破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更正手続が開始された場合において，会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続が開始された場合において，民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生

債務者等

**(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)**

第１３条　 第１２条第１項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は，契約の解除をすることができない。

**(損害賠償請求等)**

第１４条　　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができること。

（１）　工期内に工事を完成することができないとき。

（２）　この工事目的物に契約不適合があるとき。

２　　第１２条第１項各号のいずれかに該当し工事目的物の完成前に契約が解除されたときは，前項の損害賠償に代えて，受注者は請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うこと。

３　　第１項第１号の場合においては，発注者は，請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき，遅延日数に応じ，年２．５パーセントの割合で計算した額を請求することができること。

４　　請負代金の支払が遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，第３項と同様の方法で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができること。

**(契約不適合責任期間)**

第１５条　　発注者は，引渡された工事目的物に関し，引渡しを受けた日から２年以内でなければ，契約不適合を理由とした履行の追完の請求，損害賠償の請求，代金の減額の請求又は契約の解除をすることができないこと。

**(請書に定めのない事項等)**

第１６条　 この請書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，必要に応じて，発注者と協議して定めること。